

4. 婚姻規制（インセスト・タブー）の構造

『親族の基本構造』のテーマは、人間の自然から文化への移行を記している婚姻規則（インセスト・タブー）を包む構造について、「多様な交叉イトコ婚の諸体系を互いに変換関係にある変換群として捉え、一つの構造をなしている事を明らかにする」ことを目的にし、その時、音素が記号を構成して意味を示す言語の構造に相当する構造を、婚姻規則の中に示す事であったと思われる。

①親族構造と3つの交叉イトコ婚

ヤコブソンの講義録「音と意味についての六章」の序文においてレヴィ＝ストロースは、インセストの禁止（婚姻規則）について「固有の表意作用はもたないが、表意作用を形成する手段となる音素と同様、インセストの禁止は別個のものともみなされる二つの領域のつなぎ目を成すと私には思われた。音と意味との分節に、他の平面で自然と文化の分節が対応する事になったのである。」¹と音韻論における音と意味の間にある音素と、自然と文化の間にある婚姻規則（インセストの禁止）の役割が重ね合わせられている。

i) 交叉イトコ婚の3類型

人類学ではイトコを4つのタイプに分けており、自分の親の兄弟のうち、親と異なる性の親の兄弟の子供（イトコ）を交叉イトコとよび、親と同じ姓の親の兄弟の子を平行イトコと呼び、母方のイトコと父方のイトコを区別して父方または母方交叉イトコと呼ぶ。

イトコとの婚姻規則（交叉イトコ婚）には3つのタイプがあり、一つは母方交叉イトコ婚で、男から見て母方交叉イトコや、又イトコ、又又イトコとの結婚が望ましい、あるいは義務とされる規制がある。二つ目は父方交叉イトコ婚、三つ目は双方（父方、母方を区別しない）イトコ婚である。この規制は同時にそれ以外のタイプのイトコ、平行イトコとの結婚が禁止されている。そして母方交叉イトコ婚の婚姻規定のある社会が広く見られ、父方交叉イトコ婚は稀である。

ii) 半族と婚姻規則

また人類学では、その社会を明確に二つの集団に分けられているような社会組織を「二分組織」といい、その二分された各々の集団を「半族」と呼んでいる。自分の半族とは結婚できずもう一方の半族の者と結婚するという外婚制を伴っている。オーストラリアの先住民（アボリジニ）の社会に普遍的に見られており、南北アメリカ、メラネシアにもみられる。オーストラリアにおいては半族が更に婚姻クラスに分かれて4クラス制や8クラス制などと、より複雑な体系をもっていた。

¹ 渡辺公三 『闘うレヴィ＝ストロース』 P126 平凡社新書 498 2009年11月

レヴィ＝ストロースはこのような親族関係（社会組織）は婚姻規則（インセスタブー）を伴っており、この婚姻規則の中に言語における音素、弁別特性の束に相当する 2 項対立の単位を見出し、もって交叉いとこ婚の構造、親族の構造を示そうとするわけである。

②『親族の基本構造』

親族関係の基本構造を読み解くレヴィ＝ストロースの独創性は、「女性の交換」という新たな視点で婚姻規則を眺め、この交換の形式の中に「一般交換」という新しい概念を創出して、二つの対立する交換形式、「限定交換」「一般交換」の二項対立を提示し、この二つの概念との関係からそれまでの人類学の問題意識（双分組織、3つの交叉イトコ婚）を整理しつつ、その構造を示した事である。

「限定交換」とは社会内を二分する集団同士（人類学的には双分組織と呼ばれる）が互いに結婚の相手を提供（交換）しあうものであり、「一般交換」とは3つ以上の集団が世代毎にある方向で、結婚相手を提供（交換）するものである。父方交叉イトコ婚は稀に見られるのだが、主に母系社会でみられ、母方居住で婿入りなので、女性の交換が明示的には表れない²とされる。

この「限定交換」と「一般交換」を、個々の婚姻関係、交叉イトコ婚との関係から見ると、次世代目の（息子、娘達）、次次世代目の（孫息子、孫娘）の世代まで経過してみると、「限定交換」は「双方交叉イトコ婚」として現れる。「一般交換」は「片方交叉イトコ婚」としてあらわれるが、そのうちの母系交叉イトコ婚は親族関係が広がってゆくが、父方交叉イトコ婚は、母方交叉イトコ婚とは対立的に親族関係がひろがらない、憎悪の関係³とされる。

婚姻を女性の交換として捉えて、男性ではなく女性の婚姻を中心に考えると、たとえば親の世代でA集団からB集団へ提供された女性（母親）に対して、その子の世代の女性（姉妹）は、父方イトコ婚なので、父方（婚家）側B集団へと提供され、提供した側、母方A集団にはもどらない。孫の世代でも父方イトコ婚なので、孫娘は祖母方のA集団には交換されずに、父方（B集団）へと提供されるのではないだろうか。そのため戻されない「価値ある女性」を提供せねばならないA集団にとってB集団との関係は「信頼とは対極の嫉妬・憎悪⁴」の関係となりえる。このために娘、孫娘が女性の出身集団である母方に返される互酬的な母方交叉イトコ婚とは反対に、互酬的ならざる交換形式として 2 項対立関係を形成しているのではないだろうか？

生まれてきた次世代の孫娘を、娶る事ができない母系集団にとって、B集団は代を重ね

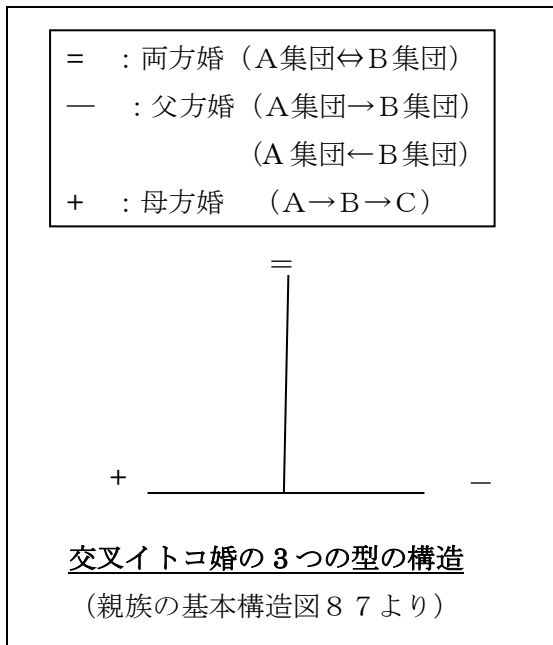
² 小田亮 『レヴィ＝ストロース入門』 P109 ちくま新書 265 筑摩書房 2013 年 9 月

³ 橋爪大三郎 『はじめての構造主義』 P109 講談社現代新書 2006 年 9 月

⁴ 橋爪大三郎 『はじめての構造主義』 P109 講談社現代新書 2006 年 9 月

るごとに「信頼とは対極の嫉妬・憎悪」の関係になり得るとおもわれる。

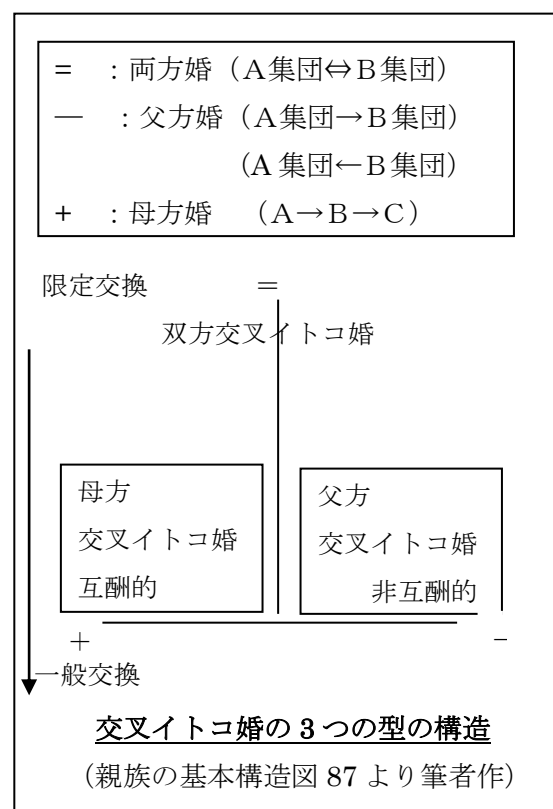
レヴィ=ストロースは交叉イトコ婚の三つの形式は { 双方交叉イトコ婚 (限定交換) / 片方 (母方か父方の一方) 交叉イトコ婚 (一般交換) } ともう一つの (交換ネットワークを



もたらし安定的な関係をつくりだす/つくらない) という二つの二項対立の束と考える事により、互いに変換の関係にあり、一つの<構造>をなしていると捉えている。

渡辺は「女性の交換は『限定交換』と『一般交換』と言うふたつの交換の体系を生み出し、それが親族の基本構造と呼ばれる⁵⁾と纏めている。

小田は「限定交換となる双方交叉イトコ婚、一般交換となる母系交叉イトコ婚、そして一般交換と限定交換の中間となる父方交叉イトコ婚の体系が互いに変換の関係にあり、一つの構造をなしている⁶⁾と指摘する。



また父系交叉イトコ婚は「社会的結合をつくりだすための『女性の交換』としては欠陥ある故に採用されないというわけである⁷⁾としている。

(母系交叉イトコ婚では交換ネットワークをもたらし、父系交叉イトコ婚ではもたらさない事に注目して、片方交叉イトコ婚の父系、母系は、もう一つの二項対立関係にあると考えると、二つの二項対立の束として、3つの交叉イトコ婚は互いに変換の関係にあると考える事ができる。)

このようにしてモーガンの説である「近親婚の生物学的不利が気付かれて排除された」のも、デュルケムの説である「トーテム信仰における同族の女性の血を見る事の恐怖から」でもなく、複雑な婚姻規制と一体的な親族の基本構造を、レヴィ=ストロースは「一連の現象の基底

5 渡辺公三 『闘うレヴィ=ストロース』 P135 平凡社新書 498 2009 年 11 月

6 小田亮 『レヴィ=ストロース入門』 P111 ちくま新書 265 筑摩書房 2013 年 9 月

7 同上 P109

に女性の交換によるコミュニケーションと言う機能⁸を確認した上で、ここから「身内の女性を諦め、外部の女性を獲得せよ」と言う命令として位置づけ、婚姻の禁止の命令ではなく「女性の交換の命令」と言う視点で婚姻規則を捉えた訳である。

③ 現代社会の婚姻

しかし、たとえば非同族である血縁集団との邂逅、自集団の縮小、拡大、また交易範囲の拡大などもあり得る歴史時間の経過の中で、母方、父方の交叉イトコ婚という、一般交換へと向かった二項対立的な婚姻規則（インセスト・タブー）は、父方交叉イトコ婚において集団間の階層化の動き、母系社会、父系社会、古代の氏族社会へと動き出す事へと向かい得るのではないだろうか。

女性の交換において、非互酬性が表れ、その関係が支配被支配、階層関係などへと変質して、次第に経済的価値等の意識された目的性を抱え、「経済機構や心理機構が結婚相手を選択するメカニズム⁹」を醸成していくのではないだろうか。

集団の維持、集団の継続の為に、女性の交換の制度は、血縁的な集団を前提とする交叉イトコ婚の 2 項対立的な変換関係を重ねて世代をくりかえすとしても、いわゆる文明的な社会、現代社会にあっては、経済的な動因、宗教的要因、個人の意志などの、血縁的な集団規制の枠外の婚姻の動因へと、展開して行ったのではないだろうか。

婚姻規則（インセスト・タブー）は血縁集団が社会の基本的単位であった社会における、規則であり、市場経済が覆いつくしつつある現代社会の婚姻に係る規制、習俗との間では、無意識の二項対立軸（父方、母方）をはなれた動因が意識されていると思われる。

そこで二項対立軸による変換（父方、母方）、無意識の二項対立軸は、意識された現世の利益による動因によって浸食されて、自然と文化を繋ぐ蝶番としての婚姻規則における変換関係は、現世の利益、（経済力、軍事力、宗教等の意識された動因など）に覆われて無意識の二項対立軸が明確に表れ難いのではないだろうか。この事がレヴィ＝ストロースをして、下記のようなこのテーマにおける中途挫折をもたらした理由として考えられないのだろうか。

④ 婚姻規則から神話論理へ

ヤコブソンの音韻論の講義録（音と意味についての 6 章）の出版に際しての序文で、レヴィ＝ストロースは「・・・この形式は、生物集団の分節が可能になると同時に必須とも

⁸ 渡辺公三 『闘うレヴィ＝ストロース』 P134 平凡社新書 498 2009 年 11 月

⁹ 同上 P137

なって、交換の網の目をつくりだし、これを通して集団相互のコミュニケーションが生じる為には不可欠なのである。・・¹⁰」と纏めて、親族関係の生成はインセストの禁止（婚姻規則）とは表裏一体的である事を示している。

人間社会は婚姻規則（インセスト・タブー）を受け入れた遠い昔から、その婚姻規則を幾数世代に渡って繰り返し、交叉イトコ婚として現れる3形式のうちの一つ、父性交叉イトコ婚にあっては、互酬的な交換とはならず、嫉妬と憎悪¹¹の関係であると観察されている。しかしこの形式は、(返されない女性の交換への抵抗、修正であるかの如く)入り婿婚、母系制的な家族制度、子供の交換が採用されているとの観察¹²もあり、そしてこの形式が広く広がらなかった事も知られている。

しかし、われわれ現代社会の婚姻形式は経済機構や心理機構が結婚相手を選択するメカニズムをもつ複合構造と考えられるのだが、この形式がこの婚姻規則（インセスト・タブー）からの、ある「変換」を通して説明する事、一般交換から複合構造への移行については、いくつかの仮説があつてまだ十分な論理的検証を果たされていないという¹³。

この後レヴィー＝ストロースの研究は「野生の思考」へ、さらに神話研究へとすすむのだが、その理由として、自然から文化への移行の様態、異なる二つの間を繋ぐ蝶番（ちょうつがい）を包む構造といったものは「無意識と言う形で、人間の精神に現存している。」としても、その事が親族構造では確証できなかったので、社会生活上の外約規制のより少ない神話研究へと向かったとしている¹⁴。

10 渡辺公三 『闘うレヴィ＝ストロース』 P126 平凡社新書 498 2009年11月

11 橋爪大三郎 『はじめての構造主義』 P109 講談社現代新書 2006年9月

12 小田亮 『レヴィ＝ストロース入門』 P110 ちくま新書 265 筑摩書房 2013年9月

13 渡辺公三 『闘うレヴィ＝ストロース』 P137 平凡社新書 498 2009年11月

14 小田亮 『レヴィ＝ストロース入門』 P117 ちくま新書 265 筑摩書房 2013年9月